

第26回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

- 1 日 時 令和元年9月25日(水) 午前11時10分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 協議事項
 - (1) 検討項目「委員外議員の発言について」の確認
 - (2) 関連質問等の扱いについて(案)
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 出席委員(9名)

1番 河村幸雄君	2番 板垣一徳君
4番 長谷川孝君	5番 佐藤重陽君
6番 鈴木好彦君	7番 川村敏晴君
8番 尾形修平君	10番 渡辺昌君
11番 平山耕君	
- 6 欠席委員(2名)

3番 大滝久志君	9番 竹内喜代嗣君
----------	-----------
- 7 委員外議員(1名)

稲葉久美子君
- 8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君
- 10 議会事務局職員

局長 小林政一	
次長 内山治夫	
副参事 鈴木涉	

(午前11時10分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

協議事項(1) 検討項目「委員外議員の発言について」の確認

平山委員長 協議事項の(1) 検討項目「委員外議員の発言について」の確認を議題とする。

事務局 局長 お手元の資料の確認をお願いします。右方上のほうに本日の日付とこの委員会の資料というふうに入っているが、2種類ある。委員外議員の発言とあるが、そちらのほうをご覧ください。その他に先例集の裏表と会議規則の裏表の資料があるので併せてご覧ください。委員外議員の発言については、先回においてこの発言はしないということでご決定いただいたわけだが、その関係で会議規則それから例規集等の整合について改めてご確認いただきたいということである。資料のほうで、現行ということであるが、併せて見ていただきたいが、先例集のところである。裏面として12ページの下段から2つ目、77 委員外議員の発言をご覧ください。資料のほうで説明する。現行と

あるが、77 委員外議員の発言、会議規則第110条を尊重し、委員外議員の質疑は、議題ごとに1人2回、予算、決算については款ごとに1人2回までの質疑とする。この場合、1項目についての質疑を1回と数える。関連質問は、委員長判断により、ある程度可能とする。ということである。その下、検討ということで、村上市議会会議規則第117条、先ほどの先例のところには、77のところは右方のほうの下になるが、関係の規則等ということで会議規則第117条と入っている。これをもう一つの資料のほう会議規則の裏表になっているが、村上市会議規則ということでご覧いただきたい。裏面である。13/19とあるが、こちらに第117条のところは委員外議員の発言とある。こちらについて読み上げるが、会議規則第117条1項目が、委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。2項、委員長は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。とある。先ほどの資料に戻っていただいて、検討として書き出したのがこの2項である。委員長は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。とあるので、こちらとの整合性、委員外議員の発言を認めないということであるので、そのことについて述べている。その下、カギカッコの論点とあるが、前項中ということなので、1項のことである。1項のところには、委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、と記載があるのでこれを尊重して2項のほうは読み方として、委員長は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、とあるので、この1項中にある、この審査について必要があるということを委員長が認めた場合に限り、発言を認めることとする。というふうにしたらいかがかということである。そうした場合に、その下になるが、この「審査について必要がある」ということの認めた場合ということに限るという共通理解のもと、先例の77今回の委員外議員の発言についての内容をどうするかということであって、以下、今の○とその下の○で2案書いてある。(改正)とあってその下77、委員外議員の発言について、この内容を削除するということであるが、足跡を残すような形でこれをそのまま削除するとして、会議規則としては117条というのは残すというやり方とその下、この委員外議員の発言については、いわゆる傍聴にきているだけではなくて委員外議員の席にいる方についての発言をどうするかということである。ここでは、その下の○として、委員外議員の質疑は、議題の審査について必要があると委員長が認めた場合に限り、行うこととする。ということで、その下の(改正77)の委員外議員の発言については、委員外議員の質疑は、議題の審査について必要があると委員長が認めた場合に限り、行うこととする。ということで、先ほどの会議規則の第117条の第2項のことをより明確にここで示したということである。

平山委員長
尾形 修平

この件についての質疑を行う。

改正案が2つ出されていて、一つがまるっきり削除するということと、もう一つは必要があると認めるときは行うこととするということで、この委員外議員がほかの委員会に出て、質疑の内容を委員会で発表して、それを委員長が可否するというのだと思うが、下のほうの内容は。それって、判断を委員長がすること自体は非常に私は難しいのかなって思うが、皆さんいかがお考えなのか、お聞かせ願えればと思う。

事務 局長

今ほどの尾形委員からのご質疑であるが、市議会議長会に確認したところ傍聴者であればそこでの発言はできないのは当然であるが、この発言というのはいわゆる委員外議員の席があってそこでもって発言をしてもらうことに当然なるという話と、この発言については、どんなことでもできるということでは当然ないわけであるので、実際

の流れとしては、本来は事前に委員長に対してどういった内容であるとかを申し出ておくべきということのお話をいただいたところである。

尾形 修平 改正の下のほうでいいと思うが、通告という表現を入れたほうがいいのではないか。通告制にすると。そうでないと多分、とまどう方もいると思うし、その辺皆さんいかがお考えかお聞かせ願いたいと思う。

長谷川 孝 そもそもほかのところやっていないからやめようという話がなんでこういう中途半端な形にしなればだめなのかが不思議でならないが、実際やめるというふうな形で話ついたらいいんじゃないか、本来は。先例集との整合性から言ったらというが、ほかのところって、やっていないところというのは、先例のこの委員外議員の発言という部分を全部削除してしまえば、うちも同じになるんじゃないかなと思うが、その辺局長どうなのか。

事務 局長 今ほどのご指摘の内容だが、県内を確認した。長岡市議会、それから阿賀北4市の中の阿賀野市議会においては、この標準会議規則によると思うが、この委員外議員の発言の条項については2項として同じように、委員長もしくは委員会は委員でない議員からの発言の申出があったときはその許否を決めるとある。なので、おっしゃるとおり、このものをそっくり削除すればいいという考えもある。これまで村上市議会については、これを認めてきたという経緯があるので、よりはっきり、こういう場合に限りは認められるんだよということを謳ったらどうかというのが、下の○であるし、本来会議規則というのがあるので、その規則の読み方をはっきり示したらいいかということの案である。

長谷川 孝 委員会審査の動画がユーチューブとかで上がっている先進市もあるが、そういうところだとやっぱり委員外議員の席はない。そういう形で委員外議員の発議ももちろんやらないしということもあるので、さっき局長言った長岡市ともうひとつどこか。そこ以外は委員外議員の席を設けていないで、そこが2つは委員外議員の席は設けると理解していいわけ。他のところは、委員外議員の席もないということでもいいわけでしょう。

事務 局長 そういうところまでの調べはまだしてなくて、先般来申し上げておおり、県内でも委員外議員の発言を認めているところがなくて、それは村上市だけであったので、先ほどの話は全国市議会議長会において、本来それをする場合においては委員外議員の席が必要とのことの話であったということである。

尾形 修平 先例の前に会議規則があるわけで、会議規則の117条でそういうふうな謳われ方しているのが1点と、基本的に勉強する意欲がある人に対して拒否するのはいかがなものかと思うので、他の議会では委員外議員という扱いじゃなくて傍聴という扱いでやっているのかなというふうに思う。一切入室を許可しないなんてことは多分ないと思うので、そういう形態でやっていると思うのだけれども、村上市の現状を踏まえると今までずっとこうやって委員外議員にも委員会開放して、また発言も2回まで許してきた中でこの議論が交わされたのは、その場で思いつきで質疑されたり、思いつきで発言される場面が多々あるんじゃないかというふうに私は今までも思ってきたし、それが今回こういうふうな議論になったんだと思う。通告制にすることによって、ある程度委員長も議会運営の中で把握ができるので、通告をしてまでやりたいんだっていう意志がある委員外議員の方に関しては、私はその辺くらいまでは許していいのかなっていうような気持ちではいる。

川村 敏晴 例えば、全文を削除する場合、会議規則のほうの117条、ここには委員でない議員から

の発言の申出があったとき、その許否を決めるというふうな文が残っているままだとすれば、やはりここは尾形委員が言うように通告制をとっているんだよということを明確にする必要があるのかなというふうに思うので、全文を削除するのであれば会議規則の改正は必要になってくるのだろうと思うので、それをしないという前提から言えば先例集のほうに通告を必要とする旨の文章を付けることは必要じゃないかなと私も思う。

佐藤 重陽 私は基本的に委員外議員の発言を認めなくするのであれば、単純に村上市議会会議規則に則ればいいのであって、通告も何も必要ないんじゃないかな。要するに会議規則で言っているのは、委員長がこの会に委員外議員の例えば誰々が必要と認めたら入れて発言を認めると、意見を聞くことができると。また、要望があったらそのことが必要と認めたら発言を許してもいいし許さなくてもいいしという裁量を村上市議会会議規則117条の中では言っているのであって、そのことを尊重すれば自ずと委員外議員の発言のことを117条で言っているわけではないので、委員会での発言のあり方は村上市議会会議規則の中で決めているのだから特にいらんんじゃないかなと思う。

尾形 修平 今佐藤委員の意見だと、基本的に今までと変わらない。今までと変わらないというか、委員会を開催して委員の質疑が終わって、その後の委員外議員が挙手して委員長に発言求めたいということ全部説明しないと委員長が判断できないわけだ。発言を許すか許さないかの。そうすると、今までとなんら変わらないような気がするので、それをある程度精査してするためには、やはり事前に通告制にしてもらって委員長が判断する必要があるんじゃないかなと私は思う。

佐藤 重陽 言いたいことはわかるが、村上市議会会議規則第117条で言っているのは、委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。だから、委員外議員の発言をなくしましょうということであれば、この条文をなくすだけでもいいんじゃないかというわけ。

(何事か呼ぶ者あり)

佐藤 重陽 それはただ、ここで言ったのは委員外議員が出席を委員長が求めたときの話、要するにそこにもう出席していることが前提じゃない。

平山委員長 ちょっといいか、局長から。

事務 局長 説明が足りなくて大変申し訳ない。今ほどのご質疑に関連するが、この117条の1項と2項の読み方だが、1項については委員会として決定をして出席を求めて説明を聞くという形である。対して、2項についてはいわゆる傍聴に来ているので、その中の方がもしも発言を求めるときということであるので、1と2が違う場面を想定しているということである。2項がいわゆる傍聴という形で来ているのだけれども、委員外議員の発言席があって、そのところから発言をするということの想定である。なので、先ほど来の議論のなかにある、であればその発言の仕方というのを規定したらそれは規則の下になろうかと思うが、先例ならどうかという議論が今ほどあったかと思う。

板垣 一徳 委員外議員を、今までここへ来て、この間の話はいわゆる採決に参加もできない方々が来て必要があるかないかを議論した。必要がないということになったんでしょ。なんでこういうふうなこと、さっぱりわからない。先例集を従来のものをなくすれば何が悪いことがある。変えれば何が我々の議会にあるいは議員に弊害が出るのか。

事務 局長 事務局としてとらえているのは、弊害というとらえ方ではなかった。今ほどの117条の1項と2項の読み方においても、それぞれ皆様が認識のずれが少なからずあったかと

思う。実は事務局のほうでもこの認識のずれはあった。内容について、市議会議長会に確認したことについて先ほどのとおりである。会議規則でこれを認めている以上、であれば仮に市議会議長会も申しているが、のべつまくなしこれをするという形では当然ない。それをまた認めるものでも当然ないわけであるので、ただ、会議規則で認めているについては、仮にそれをする場合において議事がスムーズに進むようにやり方をその下の先例集で定めてはどうかというご議論かと思う。

板垣 一徳 ということは、会議規則を変えれば何か今難しい時期だよとこういうことか。事務局どうなのか、会議規則変えればどうかなるのか。

事務局 局長 このことについては、議会の皆様でご議論いただかなければいけないかと思うが、今まで会議規則の中ではいわゆる100%認めないという書き方はしていないわけだ。ただ、認められるものは何かということをしちんと示すということをお示しされてはいかがかということかと思う。

長谷川 孝 結局先回の場合の話だと委員外議員の発言はやめようというのであれば、会議規則までも変えてでもそうすべきだという話だったんじゃないの。

平山委員長 そうすべきとの話だった。余計な先例はしなればいい。

長谷川 孝 なくすればいいだけの話だ。それでまとまった。

平山委員長 まとまったんだからいいんだ、余計なことをしなくてもすっぱり切ってしまう方がいいんだ。

三田 議長 大事を取って事務局で出した。

板垣 一徳 まずなくするか、先例集に尾形委員が言うようにそれを付け加えれば、これを続けるのであれば、これを継続するということになる、尾形議員が言うことは。この前とはまた変わった意見になっている。今また元へふりだしへ戻ったような、少なくとも中間まで戻ったような話である。だから、これは今重要なことだから、委員の中でも割れているわけだから、私どもはこの委員外議員というのは村上市だけなんだから、今まで過去郡部でもそういうことはなかったんだからこれから取り除いてもいいんじゃないかと、削除してもいいんじゃないかというようなことで一致したわけでしょ、しかしそうでない方もいるわけだから、2つ1つなわけだ。

平山委員長 本来の今日の委員会は、これをいつから施行するかということで集まったかと思った。そうじゃなかった。最初に戻って検討するということか。

事務局 局長 今の議論について、最初に戻るということでないと思う。やめるということは決まっているので、ここで会議規則の中にある趣旨をより細かく出そうということの案であるので、しないことには間違いのないところである。

板垣 一徳 通告制にするとさせるということである。しないという意味ではない。通告制でするなればどんどん通告する。

事務局 局長 言葉足らずで申しわけない。今までと違うという場合、通告制というのは先ほどのご質疑の中にもあったが、のべつまくなしさせるものではないという中では通告制があったからと言って、すぐ出来るわけではないというのは、委員長の判断というふうにこちらではなっているが、標準会議規則では委員会の判断というふうになっている。委員長が判断するにしても委員長は委員の皆様にお聞きするわけなので、事前にこれが通告として受けるかどうかという判断が1個入るとするのは大きく違うところではなからうかと思う。いわゆる今発言したいからと言って発言を許すという今までのやり方とはまったく異なる。

板垣 一徳 反論するわけではないが、本会議の緊急質疑と同じことである。本会議で私が議長に

緊急質疑、動議を出した場合、議員が認めなければ緊急質疑はできない。それと一緒に、通告制というのは。だから委員会までそういう紛らわしいような委員長が本当に困るような、今局長が言うようなことであれば、委員長判断でない、委員の判断にもかかわる問題だなんてこと言っているけど、これ紛らわしくなるよ。ああでもない、こうでもないとなると、委員と委員長とトラブル問題が発生する。

川村 敏晴 であれば、やはり会議規則の117条の2項を残しておくことはできないじゃないかな。ここ改正により削除する必要があるんじゃないかと思うが。

平山委員長 それはそうだ。
(何事か呼ぶ者あり)

尾形 修平 今皆さんの発言を聞いていると、ともかく委員外議員に関しては、他の委員会での発言は一切認めないということであれば、他の委員会に出席する立場としては単なる傍聴人ですよね。で皆さんがコンセンサスを取ればそれはそれでいいと思う。ただ会派を組んでいて各常任委員会に会派としている方は自分の思いを他の議員に託すことができるが、一人二人の無所属の方に関してはなかなか所属の委員会以外の場面での思いの伝え方、本会議でやればいいじゃないかというのも話はわかるが、それができなくなると傍聴の中で、ちょっと私の個人的なあれだけれども質疑・発言を一切認めないというはいかなものかなという思いはある、はっきり言って。

板垣 一徳 委員長、議事録も残らないんでしょ今まで。残っているの、全部。質問したことも。委員外議員のこと聞いている。残らないんでしょ、公表する議事録に残らないんでしょ。

事務 局長 今ほどの説明だが訂正させていただく。委員外議員の質疑については委員外議員の質疑として発言者の名前と内容は記録されているので、委員会自体の記録を見せてくれということになれば公開となる。先ほどいただいたご議論の中で会議規則の改正2項を残すことはできないのではないかとということだが、先ほど申し上げたとおり、長岡市議会それから阿賀野市議会においては、この2項について標準会議規則として、委員長はというところと委員会はということの違いはあるにせよこれは残っているものである。その内容について、先例でもって定めているところがないわけであるので、おそらく二つについては定めていないと。ということをご議論いただいたとおり、この先例についてもこのことについて細かいやり方を記録するのではなくて、先例自体削除ということになればこの内容について今言及するということではなく、会議規則についてそのままいけるのではないかと思う。

板垣 一徳 このまま出来るのか。

事務 局長 今ほどのご議論の中ではそうなると思う。

平山委員長 ただ今議会事務局長言ったことで納得される方は賛成を示してもらいたいが、発言をどうぞ。

尾形 修平 今局長が言ったように117条をそのまま残すとなれば、2項の委員長は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めるという条文が成立しないのではないかとことだよね、言っているのは。

事務 局長 今ほどのご質疑であるが、もしあったときどうするかということをお決めにならないということだと思う。

板垣 一徳 委員長これ、委員長と傍聴に来る議員とトラブルが起きるような種を作っている。気が強い人が来たらここに書かれているのになんで認めないのだと、何が私が質問することが悪いのかと必ずなる。

尾形 修平 会議規則をこのままにするというのは無理があるので、会議規則の117条の第2項を削除するというのが皆さんのコンセンサスを得られるのであればそれでやりましょうと。

事務 局長 ひとつだけ論点として、例えばこれをなぜ削除したのか、2項がなくなったのかの理由を求められたときに、トラブルになるからということの理由でつけばいいけれども、そこらへんの論点のご確認をいただければありがたいと思う。

尾形 修平 そもそもこの話は委員外議員の質疑を委員会をやめようという話から出ているわけだ。これを正当化するために、今の会議規則まで変えなきゃないって、先例だけを除けばいいという話にならなくなってきているわけだから全然問題ないんじゃないの。先例集を削除してできるのであればいいけれど、先例集だけの削除では無理じゃないかということをお前は言っているのであってね。

板垣 一徳 俺もそう思っている。

平山委員長 そうすれば、ただ今尾形委員から言われたことで皆さんまとめていいか。賛成の方、挙手願う。

(採決)

平山委員長 決めた。これで終わり。

尾形 修平 終わりですではなくて、そうすれば最終日にやらないといけないのではないか。

平山委員長 それは手続上の問題だから。

板垣 一徳 今の最終日に規則改正をして、例えば来年の6月の議会から施行するとか、あるいは3月議会から施行するとか、12月議会からするとかということをお明記しないといけない、規則改正すればそこに。提案するかしないかを皆さんに聞いたほうがいい。

平山委員長 ただ今の規則改正を今の議会でするか、12月でするかということだが、今の議会では時間的に無理な気がする。12月議会ですればいいと私は思うがいかがか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 そういうことで進める。この件については以上とする。

協議事項(2) 関連質問等の扱いについて (案)

平山委員長 次に(2) 関連質問等の扱いについて(案)を事務局から説明願う。

事務 局長 もうひとつの資料のほうご覧いただく。関連質問等の取扱いについてということで、検討事項としてご議論いただくということになっている。議題でない案件カック内でもしくはとあるが、関連質問とならない案件に対する質疑についてということである。その下のカギカック検討にあるが、こちらについては村上市会議規則第116条の発言内容の制限の第1項をご覧いただく。先ほどの会議規則の資料の裏面になる。先ほどの117条の上の116条 発言内容の制限である。こちら委員会でのものであるのご承知おきいただきたいと思う。116条は発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又は範囲を超えてはならない。とされていることである。この点を踏まえて、その下論点であるが、3点ほど書き出している。現在も関連質問は、委員長判断により、ある程度可能とする。この文言があったのは、先ほどの先例の77のところである。その下の○として、明らかに関連質問の範疇と判断されない案件についての質疑はどう扱うかということ。それから、もしこれを可能とする場合にどういったことが考えられるかとして、一案とすれば通告制を検討してはいかがかということ。その通告制を検討する、順序が逆になって申し訳ないが、一般質問の関連質問で行えないかというのは当然前段考えていただけないかということであるし、またその下の黒ポチが、範囲を越えないの判断を誰がどのようにいつ行うかということではないかというかとい

うこと、その下各委員会での質疑を考えた場合に理事者がそのことについて十分答弁できるように準備を考慮していつまでの通告期限とするかということのご議論をいただかなければならないかなと考えているところである。

平山委員長

ただ今の説明について質疑を行う。

川村 敏晴

今の関連質問については、一般質問に限定したことでなくて委員会のほうか。一般質問については従来どおりのとらえ方でということで、前提にしていいいわけね。

板垣 一徳

行政側のまったく答弁に困るようなことを前提としてもものを決めていっている。今まで従来のように委員長が許可した場合は、緊急に要すること、特に委員会とか、委員会は所管の事務調査というのがあって、所管に関することは本来は質問してなんら問題ないと思う。私どもそうだった。ただ、今村上に来たら、委員会の議案に載っていない予算書に載っていないものは質問してはだめだというあれがあるわけである。だから私どもはこういうものだと思って今までずっとこうやってきているわけなので、委員長にこれは権限を任せて、緊急を要する問題、例えば災害が起きたとき、予算に載ってないから自分の所管する経済建設の委員会が何の質問もできないようなことでは、これは何のための議会か委員会かわからなくなる。だから委員長に権限を任せておくということで、私は当分の間続けたほうがいいんじゃないかと、本来であれば常任委員会だから所管に関することは全部質問してもいいと思うが、村上はそういうことは今まで答弁に困るからということであるならば、やっぱり委員長にこの権限を与えて、そして特別の場合は認めていただいて質問をするという方法しかないんじゃないかな。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

佐藤 重陽

考え方いろいろだと思うが、私思うのに通常の定例会の時の委員会は確かに定例会に上程されたものに対しての審査が中心だから、通常こういう形でいいんだろうと思うが、ここで提案しているのもちょっとまた違うじゃないかと言われるかもしれないが、これからの議会のあり方として一般的に考えたときに、我々が忘れちゃいけないのは議会は政策集団の一つの機関でもあることを忘れていないんじゃないかな。要するに一般質問というのは割と個人で提案、発議するものが多いよね。そのものを皆さんに訴えて一人でも多くの賛同者を得たいという気持ちで一般質問をするわけでしょうし、理事者にも理解していただきたいと思って質問するわけだ。委員会の中でというのはもっと実務の中で、所管の中で例えば総文であれば総文が抱えている委員会の中で今後こういうふうにあるべきなんではないかなということがあるときに、議員個人というよりは委員会で考えないといけない。委員会で取りまとめなければ政策として成り立たないものが出てくるのではないかなと。そういうことについて考えたときには、一般質問の関連とかそういうものではなくて、やはり議会基本条例にある、その運用の仕方が問題になってくるんだろうと思うが、自由討議・議員間討議というものの導入の仕方を少し研究することによって、当然委員会のあり方、全員協議会のあり方、本会議のあり方が多少変わってくるのではないかなというふうに思っている。だから言いたいのは、ここでの問題というのは一般質問の関連質問で行えないかとなっているけど、政策検討期間としてのひとつの委員会の中に提案するときの考え方からいけばそれとまた違うのかなと。単に個人の意見としてというよりは、委員会としてまた議会として取り組むものについての相談ができないか、そういうふうな考え方をしたときには少し違うのかなと。全く違うもので、こういうことについて委員長検討してもらいたいなと時間とってもらいたいなということをやったりそれが通告制というのか、集まる

ときの目的というのか、そんなことの方法を考えられないかなと思う。ちょっと今まとまっていないが。

尾形 修平 今佐藤委員の発言を聞いていると、委員会ではなくて例えば事務調査でできる範囲じゃないかなって。逆に私からすると、個人の議員が思っていることをやりたいのであれば事務調査を使って委員の皆さんにコンセンサスを得るような場面を得ていくというのは大いにしてできるわけで、事務調査も1回や2回で制限かかっているわけではないのでそれでもいいのかなと。委員会でそのべつまくなしにその発言をあれするということになるやっぱいいらない時間というか、浪費するだろうし、まとまりがつかなくなるといことから委員会は先ほど板垣委員言われたように委員長の裁量でもって運営していただいて、どうしてもというときには委員長が判断すればいいだけの話なのでそれでやってみればいいのではないかなと思う。

長谷川 孝 この話をしたのは私なので、いろいろな考え方があってはわかるが、20年くらい委員会審査の中で思ったことが簡潔に質疑をするというのはわかるが、その問題と自分個人が課長に聞いて解決できることは、別に委員会とかでする必要はないわけ、各個人が。だけれども、今回の例えば地震に関する我々の所管の問題点とか、たまにしかないと思う。そんなにいっぱい次から次へと時間あつて浪費するような時間はないと思うので、委員長に例えば通告しておいて、こういうこと聞きたいのでなんとか時間をとらせてくれというくらいでもいいが、そういう場をやっぱ委員会ですら少しでも設けていってもらいたいということでこの話を出した。だから委員長が差配する委員会だから委員長の責任において全部あれしてもらいたいとは思いますが、そういう私の考えの一部をくみ取った中でなんとかそういうような形をとれないものかということで、できれば通告制というのを私も先回の場合は発言したが、そこまでいなくてもいいのであれば、一委員会において、一つか二つくらい精査した中でそういう場を設けてもらえないかという話のつもりでやったわけだ。

三田 議長 先般長谷川委員がそういう申し入れをして、これは非常にやるべきことだなと私も考えていた。これ日程の関係で今回も決算入っていて、なかなか会期内ではこの問題とはあれなんで、さっき尾形委員言うように委員長が閉会中事務調査どうするかということで、委員長副委員長に一任するというのが通常だけれども、例えば子育て支援についてもう少し議論を深めないかということで、そういう結局各委員会の課題、関連質問というよりも委員会で緊急を要する課題、将来を見通した市の方向、それはやっぱりやるべきだと思う。それはやっぱり委員会主義をとっている村上市議会なので、ぜひともそういうことはやらなきゃならないと思っているので、その方法はこれから私どもすぐ仕事に着手して、事務局と合わせて皆さんに示すのでその中で皆さんからまたご議論いただければと思うが、よろしいか。

平山委員長 ただ今の議長の発言でご意見伺うが、それに対して何か問題あるとしたらどうぞ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

平山委員長 なかったら、今議長が言われたように進めたいと思うが、それでよろしいか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

平山委員長 それではこの件については以上とする。

協議事項(3) その他

平山委員長 最後に次回委員会の開催日時を相談する。

事務局 申し訳ない、まだ次回の委員会日程案を決めてきていない。皆様にお諮りして決めさ

せていただきたいと思う。

長谷川 孝 その他でちょっと聞きたいことがある。

平山委員長 その他について。皆さんからあったらどうぞ。

長谷川 孝 我々が議会との懇談会のことを議会運営委員会に任せたが、その結果どうなったのかということと、それから例えば申し込みが少ない場合にはどうするのかという部分がどうもなんか我々はまかせっきりだったが、もしその辺差支えない程度に今のところどうなっているか報告してもらえれば。

事務 局長 集落、団体等の申し込みについての期限が今月いっぱいになっている。今までの状況については申し込みがまだないという状況である。

平山委員長 その他に何か皆さんからあったらどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 改めてみなさんに連絡するのでよろしく願います。なお、本日の委員会の結果等については委員の皆さんから各会派へご報告、ご協議くださるようお願いいたします。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。

(午後0時02分)